

議決事項第2号

奈良県立大和中央高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立大和中央高等学校

2 設置日

令和3年7月1日

3 設置する理由

生徒によりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が本校の運営に参画することを通じて、地域や保護者の要望や意見を学校運営に反映させ、地域と共にある学校づくりを進める。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 2名
 - ・地域住民 3名
 - ・学校の運営に資する活動を行う者 1名
 - ・対象学校の校長 1名
 - ・学識経験者 1名
 - ・関係行政機関の職員 1名
- 以上 9名

奈良県立大和中央高等学校 学校運営協議会会則(案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立大和中央高等学校学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、生徒によりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が奈良県立大和中央高等学校の運営に参画することを通じて、地域や保護者の要望や意見を学校運営に反映させ、地域と共にある学校づくりを進めることを目的とする。

(基本方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について承認を行うものとする。

- (1) 学校の教育課程の編成に関すること
- (2) 学校の経営計画に関すること
- (3) 学校の組織編制に関すること
- (4) 学校の予算執行に関すること
- (5) その他校長が必要と認める事項

(組織)

第4条 奈良県立大和中央高等学校長(以下「校長」という。)が協議会の委員を推薦するにあたっては、以下にあげる者のうちから適任であると認める者を奈良県教育委員会へ推薦する。

- (1) 保護者・同窓会員
- (2) 地域住民
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第二項第三号に規定する学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者(地域の小学校・中学校長等経験者)
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 校長及び学校の教職員
- (7) 教育委員会が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を行うこととする。

(生徒の意見反映)

第7条 協議会は、定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校運営に反映する。

(庶務)

第8条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

(その他)

第9条 その他必要な事項については、その都度協議する。

附則

この会則は、令和3年7月1日から施行する。

奈良県立法隆寺国際高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立法隆寺国際高等学校

2 設置日

令和3年7月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が、奈良県立法隆寺国際高等学校の運営に参画することを通じて、保護者や地域の要望や意見を学校運営に反映させ、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進め、新しい文化の創造に努めるとともに国際社会に貢献できる、人間性豊かな有為の人材の育成に資するため。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
 - ・地域住民 3名
 - ・学校の運営に資する活動を行う者 1名
 - ・対象学校の校長 1名
 - ・学識経験者 2名
 - ・関係行政機関の職員 1名
- 以上 9名

奈良県立法隆寺国際高等学校 学校運営協議会会則(案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 奈良県立法隆寺国際高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）は、保護者や地域住民等が、奈良県立法隆寺国際高等学校の運営に参画することを通じて、保護者や地域の要望や意見を学校運営に反映させ、教職員とともに地域と共にある学校づくりを進め、新しい文化の創造に努めるとともに国際社会に貢献できる、人間性豊かな有為の人材の育成に資することを目的とする。

(基本方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について承認を行うものとする。

- (1) 学校の教育課程の編成に関すること
- (2) 学校の経営計画に関すること
- (3) 学校の組織編制に関すること
- (4) 学校の予算執行に関すること
- (5) 学校と地域との連携に関すること
- (6) その他第2条の目的を達成するために認める事項

(組織)

第4条 奈良県立法隆寺国際高等学校長（以下「校長」という。）が協議会の委員を推薦するにあたっては、以下にあげる者のうちから適任であると認める者を奈良県教育委員会に推薦する。

- (1) 保護者・同窓会員
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 有識者（学識経験者、地域の小学校・中学校長等）
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 校長及び学校の教職員

2 協議会には顧問を置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は一年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会議を招集する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(委員以外の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

(その他)

第10条 その他必要な事項については、その都度協議する。

附則

この会則は、令和3年7月1日から施行する。

奈良県立盲学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立盲学校

2 設置日

令和3年7月1日

3 設置する理由

協議会は、幼児・児童・生徒によりよい教育を提供するとともに、視覚に支援を必要とする人々へのセンター的機能としての役割を果たすため、保護者や地域住民が奈良県立盲学校の運営に参画し、保護者や地域住民等による学校支援・協力を促進することにより、学校と保護者や地域との信頼関係を深め、地域と共にある学校づくりを進めることを目的とする。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
 - ・地域住民 2名
 - ・学校の運営に資する活動を行う者 1名
 - ・対象学校の校長 1名
 - ・対象学校の教職員 2名
 - ・学識経験者 2名
 - ・その他教育委員会が適当と認める者 1名
- 以上 10名

奈良県立盲学校 学校運営協議会会則(案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立盲学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、幼児・児童・生徒によりよい教育を提供するとともに、視覚に支援を必要とする人々へのセンター的機能としての役割を果たすため、保護者や地域住民が奈良県立盲学校の運営に参画し、保護者や地域住民等による学校支援・協力を促進することにより、学校と保護者や地域との信頼関係を深め、地域と共にある学校づくりを進めることを目的とする。

(基本方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について承認を行うものとする。

- (1) 学校の教育課程の編成に関すること
- (2) 学校の経営計画に関すること
- (3) 学校の組織編成に関すること
- (4) 学校の予算執行に関すること
- (5) 視覚障害教育を必要とする人々へのセンター的な役割に関すること
- (6) 学校と地域との連携・協働に関すること
- (7) その他、学校が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、本校の運営に関する事項について、奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 奈良県立盲学校校長（以下「校長」という。）が協議会の委員を推薦するにあたっては、以下に挙げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会へ推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず含めるものとする。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 同窓会員
- (5) 有識者（学識経験者・地域の小学校・中学校長等）
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 校長及び学校の教職員
- (8) 教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、1年以内（その年度の3月31日までとする）とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第6条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

(生徒の意見反映)

第9条 協議会は定期的に児童・生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校の運営に反映させるように努める。

(学校運営に関する評価)

第10条 協議会は、毎年1回以上、本校の運営状況について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第11条 協議会の会議は、特別な事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(庶務)

第12条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附則

この会則は、令和3年7月1日から施行する。

奈良県立奈良東養護学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立奈良東養護学校

2 設置日

令和3年7月1日

3 設置する理由

児童生徒により良い教育や環境を提供するため、保護者や地域住民等が学校の運営に参画することを通じて、保護者や地域の要望や意見を学校運営に反映させ、「つなぐ つながる 奈良東」をテーマに地域と共にある学校づくりを進めることを目的とする。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

・保護者 1名

・地域住民 2名

・学校の運営に資する活動を行う者 3名

・学識経験者 2名

以上 8名

奈良東養護学校 学校運営協議会会則(案)

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立奈良東養護学校学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本協議会は、児童生徒により良い教育や環境を提供するため、保護者や地域住民等が学校の運営に参画することを通じて、保護者や地域の要望や意見を学校運営に反映させ、「つなぐ つながる 奈良東」をテーマに地域と共にある学校づくりを進める目的とする。

(基本的な方針の承認)

第3条 奈良県立奈良東養護学校長(以下「校長」という。)は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1)教育課程の編成に関すること
- (2)学校経営計画に関すること
- (3)組織編成に関すること
- (4)その他、校長が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、本校の運営に関する事項について、奈良県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、意見を述べることができる。

(委員の任命)

第5条 校長が協議会の委員を推薦するにあたっては、以下にあげる者のうちから適任であると認める者を教育委員会へ推薦する。

- (1)保護者
- (2)地域住民
- (3)学校の運営に資する活動を行う者
- (4)校長及び学校の教職員
- (5)学識経験者
- (6)関係行政機関の職員

(任期)

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員の辞職等により欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)

第9条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会を設置する。

(委員以外の出席)

第10条 校長は必要があると認める時は、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営等に関する評価)

第12条 協議会は、毎年度1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(庶務)

第13条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会に必要な事項については、その都度協議する。

附則

この会則は、令和3年7月1日から施行する。